

議員提出第7号

令和4年9月15日

故安倍晋三元首相の「国葬」中止を求める意見書

地方自治法第112条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 平林 明 様

提出者

安曇野市議会議員 臼井 泰彦

賛成者

安曇野市議会議員 小林 純子

安曇野市議会議員 橋本 裕二

安曇野市議会議員 増田望三郎

安曇野市議会議員 猪狩久美子

安曇野市議会議員 井出 勝正

宛 先

内閣総理大臣

故安倍晋三元首相の「国葬」中止を求める意見書（案）

本年 9 月 27 日に安倍晋三元首相の国葬が行われることが、閣議決定されました。しかし、この決定に対しては多くの国民から疑問と反対の声が上がっています。

「国葬」については、1926年（大正15年）に国葬令が公布され明文化されましたが、第二次世界大戦後の憲法制定とともに失効し、現在は法的根拠がありません。

また、「国葬」は憲法に保障された内心の自由を侵害し、国民一人ひとりに弔意を強制することにつながる恐れもあります。「国葬」が政治的利用につながるなどの懸念の声もあります。9月10日の信濃毎日新聞の県民緊急調査では、「国葬」反対68%、岸田首相の説明に納得できず69%と、長野県民の否定的な見方が鮮明になりました。

法的根拠がなく「国葬」を閣議決定で行うことには同意できません。

したがって、国におかれましては、上記の問題点を考慮し、9月27日に予定される安倍晋三元首相の国葬を中止するよう強く要望します。

以上の趣旨により、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。